

群馬大学重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラム運営委員会
理工学府部会要項

平成 31. 4. 1 制定
改正 令和 7. 4. 1

(趣旨)

第1 この要項は、群馬大学重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラム運営委員会要項第7の第2項の規定に基づき、群馬大学重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラム運営委員会理工学府部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2 部会は、理工学府における次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラム（以下「本プログラム」という。）の教育課程に関すること。
- (2) 本プログラム履修者の選抜に関すること。
- (3) その他本プログラム運営の基本的事項に関すること。

(組織)

第3 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理工学府長
- (2) 理工学府長が指名した者 1名
- (3) 大学院教務委員会委員長
- (4) その他理工学府長が必要と認めた者 若干名

(部会長及び副部会長)

第4 部会に部会長を置き、第3の第1号の部会員をもって充てる。

- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 副部会長は、第3の第2号の部会員を充て、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(部会員以外の者の出席)

第5 部会長が必要と認めたときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報告)

第6 部会長は、部会の決定事項を、群馬大学重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラム運営委員会（以下「運営委員会」という。）に報告する。

(事務)

第7 部会の事務は、桐生地区事務部において処理する。

(要項の改廃)

第8 この要項の改廃は、運営委員会の議を経て、委員長が行う。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。